

第77回 活性化プロジェクトチーム議事概要

開催日時：令和元年9月24日（火）12：00～14：40

開催場所：神戸市 三宮東急REIホテル 「ローズ」

出席者：計11名

議 題：1. 暫定措置事業終了後の組織および事業のあり方について
2. 全海運単独による新規事業の提案について
3. その他

冒頭、事務局より出席状況及び資料確認の後、議事に入る。

議 事

1. 暫定措置事業終了後の組織および事業のあり方について

暫定措置事業終了後の自由化に対する影響調査（修正案）について、前回の委員会で指摘を受けた項目を修正のうえ、事務局より説明した。

修正内容は、概ね了承されたが、検討の結果、以下の項目を更に追記のこととした。

- ① 船種のJその他に（石灰石、セメント、特タン等）を追記
- ② 船型の200～499G/Tに（509G/Tの見做しを含む）を追記
- ③ 新たに管理形態を設け、a 自社管理、b 他社管理（イ、裸傭船口船舶管理ハ派遣）とした。
- ④ 保有船舶の現況記入に際し、記入例を設けた。
- ⑤ 1,（4）の雇用船員を「自社の雇用船員」とした。
- ⑥ 2（2）①の（3）（4）へお進み下さいを下部に移した。
- ⑦ 該当項目にそれぞれ「複数回答可」を追記

以上修正のうえ、来る9月27日の理事会に上程することとした。

2. 全海運単独による新規事業の提案について

九海連より資料2-2に基づき、概ね以下の内容を説明された。

①「全海運共済事業（仮称）」制度（案）のあらまし

拠出金の徴収：組合員から雇用船員1名につき10,000円/月

雇用船員から10,000円/月

拠出金の支弁：組合員への融資（運転資金、建造資金の一部）

雇用船員には、本人負担額の2倍を一時金として支弁

また、一般貸付（住宅、学資、結婚等）制度の構築

- ② 構成
 - ・ 事業の実施者は全海運とする
 - ・ 加入対象者は全海運に所属する船主及び雇用される船員
- ③ 本事業の特徴
 - ・ 上記1の他、船員対策にかかる支援事業等
- ④ 事業導入準備等
 - ・ 専門委員会を設置し、基本計画（基本設計）を作成し理事会承認を得る
 - ・ 計画を基に専門コンサルタントに事業運営のための制度設計を発注
- ⑤ 事業導入における必要条件（次の条件をクリアしなければ実施は困難）
 - ・ 船主負担（積立金＝共済拠出金）が必須であるため、確実な用船料改定（必須増額）を業界として取り組み資金の確保が必要

{全海運共済事業のスタンス}

- ① 内航海運業界（特に全海運）の秩序維持
- ② 船舶から船員へ、船腹調整から船員管理へ事業転換
- ③ 組合員に役立つ（支持される）事業の創設、交渉力のある組織を目指す
- ④ 財源の確保と適正管理

以上の説明の後、各委員から以下の意見が出された。

- ・ 中小企業退職金共済制度を活用している事業者にとっては賛同を得られるか。
（中退共の上積みと理解いただきたい）
- ・ 現状の組合費を上回る費用を拠出するには、強制力のある事業が求められる。
- ・ 財源確保のノウハウを検討いただきたい。
- ・ カルテル下の納付金と共済金拠出の棲み分けを明確にしてほしい。
- ・ 全海運は船主の組合であるので、船員の制度には疑問がある。
- ・ 全海運が船員をプールし、組合員に供給できる制度が構築できれば賛同が得られる。
- ・ より良いセーフティネットが構築できれば、共済制度の突破口になると考える。
- ・ 船員労働体系の再構築を摸索し、シフトのシステム化及びグローバルなローテーションを図る事業の構築も念頭に入れては如何か。

3. その他

今回は、11月1日の青年部との意見交換会前に開催のこととした。

以 上